



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)
号外第 47 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **企業局管理規程** 鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程 (2) (経営企画課) 2
- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 (5) (総務課) 7

企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（勘定科目）</p> <p>第6条 会計経理は、すべての取引を別表第1に定める各事業別勘定科目に仕訳整理して<u>行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（支出負担行為及び支出の手続）</p> <p>第18条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給与、県債元利金その他支払義務の確定したもので債権者の請求書を徴する必要がないと認められるものについては、支出調書により<u>行うものとする。</u></p> <p>5～7 略</p> <p>（口座振替による支払）</p> <p>第19条の4 出納員は、第18条第2項の規定により、債権者からその債権者の指定する預金口座に振込みの請求があったときは、資金交付書に支払依頼書及び磁気テープを添え、当該請求に係る支払資金を出納取扱店に交付しなければならない。<u>ただし、出納員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と出納取扱店の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法（第32条第6項において「電子情報処理組</u></p>	<p>（勘定科目）</p> <p>第6条 会計経理は、すべての取引を別表第1に定める各事業別勘定科目に仕訳整理して<u>行なうものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（支出負担行為及び支出の手続）</p> <p>第18条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給与、県債元利金その他支払義務の確定したもので債権者の請求書を徴する必要がないと認められるものについては、支出調書により<u>行なうものとする。</u></p> <p>5～7 略</p> <p>（口座振替による支払）</p> <p>第19条の4 出納員は、第18条第2項の規定により、債権者からその債権者の指定する預金口座に振込みの請求があったときは、資金交付書に支払依頼書及び磁気テープを添え、当該請求に係る支払資金を出納取扱店に交付しなければならない。</p>

織を使用する方法」という。)により口座振替の方法による支払の依頼を行う場合は、この限りでない。

(支払の確認)

第26条 略

2 出納員は、第32条第6項の規定により、出納取扱店から支払の内容に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の送付を受けたときは、当該電磁的記録を用紙に印刷して、支払伝票と照合し、その日の支払額を確認しなければならない。

(支払事務)

第32条 出納取扱店は、出納員が振り出した小切手又は第19条の4の規定により交付された資金交付書(第5項において「資金交付書」という。)により支払事務を行わなければならない。ただし、第19条の4ただし書の規定による支払の依頼を受けたときは、当該依頼により支払事務を行わなければならない。

2～5 略

6 前項の規定にかかわらず、出納取扱店は、第19条の4ただし書の規定による支払の依頼を受けたときは、普通預金から資金を払い出して債権者に支払をし、出納事務終了後速やかに当該支払の内容に係る電磁的記録を電子情報処理組織を使用する方法により送付して、当該電磁的記録を出納員の使用に係る電子計算機により閲覧できるようにしなければならない。

(減価償却)

第58条 償却資産の減価償却は、すべて定額法によって取得の翌年度から毎事業年度の期末に行うものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第65条の3 政令第21条の15の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、公有財産売却システム入札(電子入札(知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

(支払の確認)

第26条 略

(支払事務)

第32条 出納取扱店は、出納員が振り出した小切手又は第19条の4の規定により交付された資金交付書(第5項において「資金交付書」という。)により支払事務を行わなければならない。

2～5 略

(減価償却)

第58条 償却資産の減価償却は、すべて定額法によって事業年度の期末に行なうものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第65条の3 政令第21条の15の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。)のうち、公有財産の売却を目的とする入札であって、知事が指定する事業者が提供するインターネット公有財産売却システムを利用して行うものをいう。)による場合における入札保証金の額は、知事が予定価格の100分の10以上の額により定める額とする。

2 略

(契約の手続)

第65条の5 企業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この企業管理規程に定めるもののほか、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)の例による。

別表第1(第6条、第49条関係)

鳥取県営電気事業勘定科目

資産の部

1 固定資産

科目	款	項	目	節	備考
固定資産 (電気事業 固定資産)					略
	水力 発電 設備				
		(何)発 電所			
			略 備品	略	略
				工具 器具 及び 備品 車両 及び 船舶	
			リー ス資		300万円を超え るファイナンス

2 略

(契約の手続)

第65条の5 企業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この企業管理規程に定めるもののほか、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号)の例による。

別表第1(第6条、第49条関係)

鳥取県営電気事業勘定科目

資産の部

1 固定資産

科目	款	項	目	節	備考
固定資産 (電気事業 固定資産)					略
	水力 発電 設備				
		(何)発 電所			
			略 備品	略	略
				工具 器具 及び 備品 車両 及び 船舶	

略	略	略	産	・リース取引に おけるリース物 件の借主である 資産を整理す る。「無形固定 資産」に整理さ れるものを除 く。
			略	略
			略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略

2 投資及び基金 ~ 4 繰延勘定 略

負債の部

5 固定負債

科目	款	項	目	節	備考
----	---	---	---	---	----

略	略	略	産	・リース取引に おけるリース物 件の借主である 資産を整理す る。「無形固定 資産」に整理さ れるものを除 く。
			略	略
			略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略
略	略	略	略	略
		略	略	略
		略	略	略

2 投資及び基金 ~ 4 繰延勘定 略

負債の部

5 固定負債

科目	款	項	目	節	備考
----	---	---	---	---	----

固定負債	略	略	略	略
	他会計借入金	他会計借入金	(何)會計借入金	
	リース債務			ファイナンス・リース取引におけるもののうち、期限が1年を超えた後に到来するものを整理する。
	略			略

固定負債	略	略	略	略
	他会計借入金	他会計借入金	(何)會計借入金	
	略			略

6 流動負債

科目	款	項	目	節	備考
流動負債	リース債務				ファイナンス・リース取引におけるもののうち、期限が1年以内に到来するものを整理する。
	略	略	略		略

6 流動負債

科目	款	項	目	節	備考
流動負債					
	略	略	略		略

7 引当金 略

資本の部～費用の部 略

鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立事業勘定科目 略

7 引当金 略

資本の部～費用の部 略

鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立事業勘定科目 略

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第 5 号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程</p> <p>（療養の給付等及びその使用料の額）</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 2 項ただし書の療養の給付等で企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。</p>		<p>鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程</p> <p>（療養の給付等及びその使用料の額）</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 2 項ただし書の療養の給付等で企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。</p>	
療養の給付等	金額	療養の給付等	金額
<p>1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第 1 項の療養の給付又は同法第22条第 1 項の療養給付</p>	<p>11円50銭に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費等の告示に基づき同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額（厚生労働大臣が定める労災診療費算定基準に定めのあるものにあつては、当該基準により算定した額）</p>	<p>1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第 1 項の療養の給付又は同法第22条第 1 項の療養給付</p>	<p>11円50銭に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費等の告示に基づき同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額</p>
<p>2 自動車損害賠償</p>	<p>15円に診療報酬の告示の医科</p>	<p>2 自動車損害賠償</p>	<p>15円に診療報酬の告示の医科</p>

<p>保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）</p>	<p>診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費等の告示に基づき同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額</p>	<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>
<p>（課税療養等に係る使用料の額）</p>		<p>（課税療養等に係る使用料の額）</p>	
<p>第3条 略</p>		<p>第3条 略</p>	
<p>（長期入院診療料を徴収しない状態等にある者）</p>		<p>（長期入院診療料を徴収しない状態等にある者）</p>	
<p>第4条 <u>条例別表第1の8に規定する企業管理規程で定める状態等にある者は、平成18年厚生労働省告示第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第9号に規定する者とする。</u></p>		<p>第4条 <u>条例別表第1の8に規定する企業管理規程で定める状態等にある者は、平成18年厚生労働省告示第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第9号に規定する者とする。</u></p>	
<p>（診療材料、装用器具、電気器具等に係る使用料の額）</p>		<p>（装用器具、電気器具等に係る使用料の額）</p>	
<p>第5条 条例第5条第3項の使用料の額は、それぞれ材料、器具等の購入価格、利用に係る実費等を基準として病院長が別に定める。</p>		<p>第4条 条例第5条第3項の使用料の額は、それぞれ器具等の購入価格、利用に係る実費等を基準として管理者が別に定める。</p>	
<p>（病院における使用料又は手数料の減免）</p>		<p>（病院における使用料又は手数料の減免）</p>	
<p>第6条 <u>条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免は、住民の健康を保持するため、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業で管理者が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、病院長が別に定める。</u></p>		<p>第5条 <u>条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免は、住民の健康を保持するため、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業で管理者が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。</u></p>	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。